



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年4月5日金曜日 第2459号

◇ 目 次 ◇

第6次愛媛県地域保健医療計画.....	(医療対策課) ...	310
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	310
卸売業務の許可.....	(漁政課) ...	311
卸売業務の廃止の届出.....	(") ...	311
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課) ...	311
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	311
指定道路の廃止.....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	312

告 示

○愛媛県告示第362号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、第5次愛媛県地域保健医療計画（平成20年4月愛媛県告示第541号）を変更し、第6次愛媛県地域保健医療計画を次のとおり定めた。

平成25年4月5日

愛媛県知事 中村時広

（「次のとおり」は、省略し、変更後の計画書を愛媛県保健福祉部管理局医療対策課及び各保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第363号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年4月5日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
カタヤマ今治店
今治市矢田乙147番地3 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社カタヤマ
大洲市平野町野田2616番地4
代表取締役 片山 圭太
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社カタヤマ
大洲市平野町野田2616番地4
代表取締役 片山 圭太
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年11月16日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
8,456平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
120台
 - イ 駐輪場の収容台数
10台
 - ウ 荷さばき施設の面積
166平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
44立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後9時まで
- 2 届出年月日
平成25年3月15日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
 - (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活

環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

(2) 提出先

○愛媛県告示第364号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売の業務の許可をした。

平成25年4月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	卸 売 業 者		卸売の業務を行う地方卸売市場の名称	取扱品目の部類
		住所又は所在地	氏名又は名称		
水卸第50号	平成25年4月1日	八幡浜市1522番地18	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市水産物地方卸売市場	水産物部

○愛媛県告示第365号

愛媛県卸売市場条例（昭和47年愛媛県条例第25号）第8条の規定に基づき、卸売業者から次のとおり卸売の業務を廃止した旨の届出があった。

平成25年4月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

廃止年月日	卸 売 業 者		卸売の業務を行っていた地方卸売市場の名称	廃止した取扱品目の部類
	住所又は所在地	氏名又は名称		
平成25年3月31日	八幡浜市1585番地	株式会社八幡浜魚市	八幡浜市水産物地方卸売市場	水産物部

○愛媛県告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市古川乙土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年4月5日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 木 徹	西条市古川甲25番地3
"	石 川 公 三	西条市禎瑞656番地
"	石 川 孝	西条市古川乙53番地5
"	伊 東 恵 一	西条市古川乙25番地1
"	加 藤 一 彦	西条市禎瑞612番地
"	近 藤 一 雄	西条市中野甲310番地
"	白 石 充	西条市禎瑞929番地
"	関 子 一 義	西条市禎瑞297番地1
"	広 瀬 司	西条市古川乙43番地2
"	真 木 秀 明	西条市古川乙251番地
"	三 崎 悦 美	西条市禎瑞402番地3
"	山 地 伸 一	西条市古川甲159番地1
監 事	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
"	田 中 国 貞	西条市禎瑞939番地2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 木 徹	西条市古川甲25番地3
"	石 川 公 三	西条市禎瑞656番地
"	石 川 孝	西条市古川乙53番地5

"	加 藤 一 彦	西条市禎瑞612番地
"	近 藤 一 雄	西条市中野甲310番地
"	白 石 充	西条市禎瑞929番地
"	関 子 一 義	西条市禎瑞297番地1
"	関 子 義 樹	西条市禎瑞293番地
"	広 瀬 司	西条市古川乙43番地2
"	真 木 秀 明	西条市古川乙251番地
"	三 崎 悦 美	西条市禎瑞402番地3
"	山 地 伸 一	西条市古川甲159番地1
監 事	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
"	田 中 国 貞	西条市禎瑞939番地2

○愛媛県告示第367号

東温市上林土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年4月5日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 東温市上林土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 東温市上林土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成25年4月8日から5月8日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○愛媛県告示第368号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による次の指定道路の指定を廃止した。

平成25年4月5日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

- 1 廃止した指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 廃止年月日
平成25年3月29日
- 3 廃止した指定道路の位置
喜多郡内子町五十崎甲1378番4及び1378番5
- 4 廃止した指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 24.60メートル
 - (2) 幅員 4.15メートル
- 5 指定年月日又は変更年月日
平成16年7月23日